

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年1月15日
【計算期間】	第3期（自 平成23年10月15日 至 平成24年10月15日）
【ファンド名】	D I A Mジャパングリーンファンド
【発行者名】	D I A Mアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 敬雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	大楽 信雄
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03-3287-3110
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

○当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行います。

○当ファンドは、契約型の単位型証券投資信託に属します。



※エコカー・太陽光発電・省エネ家電に関連する製品やサービスを提供し、収益を得ている企業（今後収益をあげると期待される企業を含みます。）の株式を主要投資対象とします。

○当ファンドの信託金限度額は、300億円とします。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

※単位型投信・追加型投信

「単位型投信」とは当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われな
いファンドをいいます。

※投資対象地域

「国内」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資
産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※投資対象資産

「株式」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル (日本を含む)
一般		
大型株	年2回	
中小型株		日本
	年4回	
債券		北米
一般	年6回	
公債	(隔月)	欧州
社債		
その他債券	年12回	アジア
クレジット属性 ()	(毎月)	
	日々	オセアニア
不動産投信		中南米
	その他	
その他資産 ()	()	アフリカ
		中近東 (中東)
資産複合 ()		
資産配分固定型		エマージング
資産配分変更型		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

※投資対象資産

「株式・一般」とは大型株、中小型株の属性にあてはまらない全てのものをいいます。

※決算頻度

「年1回」とは目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

※投資対象地域

「日本」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

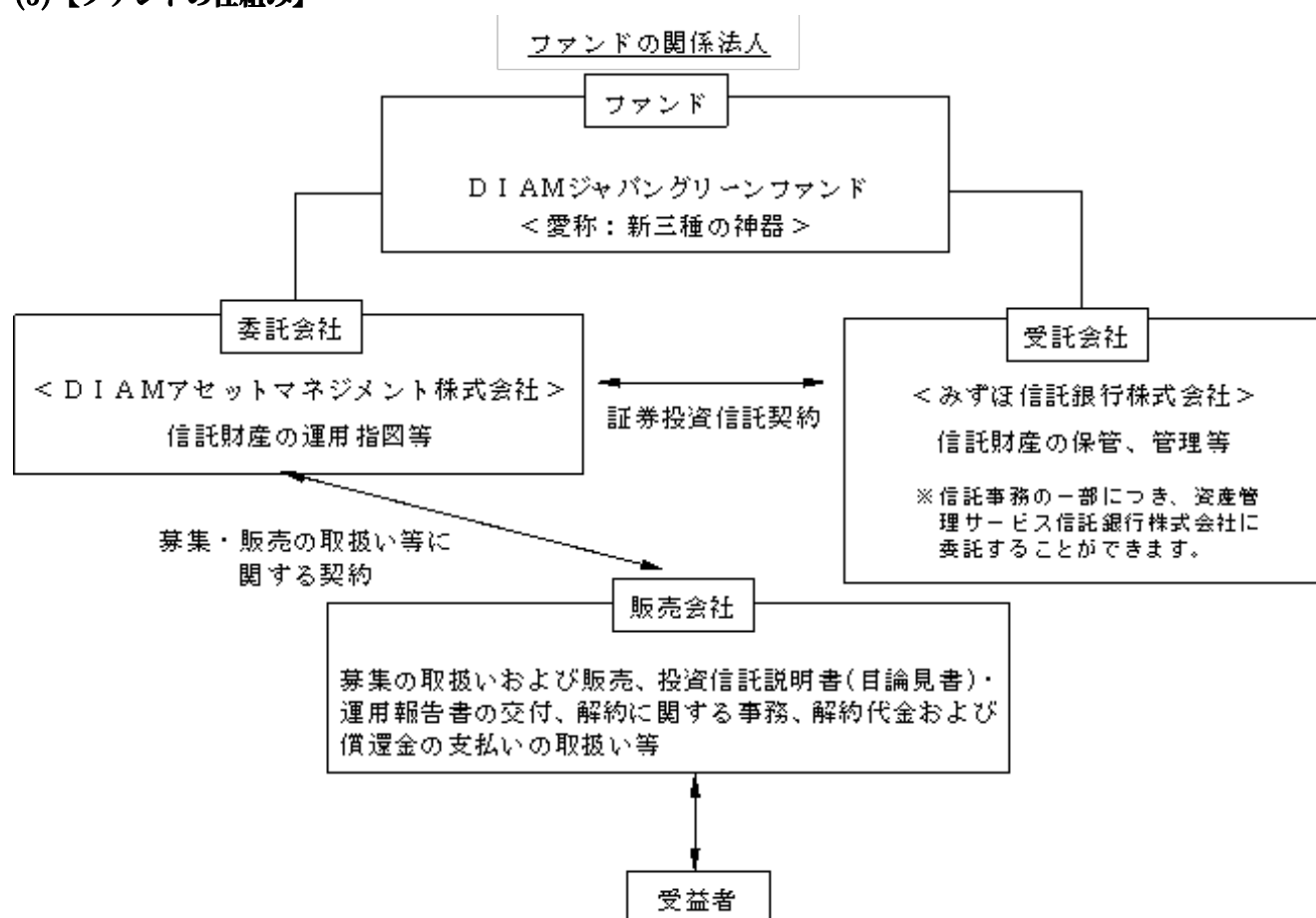
・投資信託協会への照会

ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

(2) 【ファンドの沿革】

平成21年9月30日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。

当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。

当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、解約に関する事務、解約代金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

○委託会社の概況

(1) 資本金の額

20億円（平成24年10月31日現在）

(2) 委託会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社及び日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
平成20年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

(3) 大株主の状況

(平成24年10月31日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<ファンドの特色>

1

政府が普及を後押しする「新三種の神器」関連企業の株式に投資します。

- 「新三種の神器」関連企業とは、エコカー・太陽光発電・省エネ家電に関連する製品やサービスを提供し、収益を得ている企業（今後収益をあげると期待される企業を含みます。）とします。
- 「新三種の神器」関連企業は、今後の市場拡大を通じ利益成長が期待されます。

2

国内上場企業の中から40～60銘柄程度に厳選投資します。

- 製品・サービスの観点から「新三種の神器」関連企業を抽出します。
- さらに個別企業の利益成長率、競争力、経営戦略、株価割安度等を勘案し最終的な銘柄を絞り込みます。

組入銘柄の選定



3

基準価額が一定水準 (12,000円)^{※1} 以上となった場合には、安定運用に切り替え繰上償還^{※2}します。

- 基準価額が12,000円以上となった翌営業日以降に短期金融商品等による安定運用に切り替えます。
- 安定運用に切り替え後、原則として3ヵ月以内に繰上償還します。

※1.支払済みの分配金累計額は加算しません。上記一定水準 (12,000円) は、安定運用に切り替えるための価額水準です。ファンドの基準価額が12,000円以上になることを示唆あるいは保証するものではありません。

※2.償還価額が12,000円以上であることを保証するものではありません。

※株式への投資割合は、制限を設けません。

※外貨建資産への投資は行いません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜投資態度＞

- ・ 政府が普及を後押しする「新三種の神器」関連企業の株式に投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目的として、積極的な運用を行います。
- ・ 国内上場企業の中から40～60銘柄程度に厳選投資します。
- ・ 組入銘柄の選択に当たっては、個別企業の利益成長率、競争力、経営戦略、株価割安度等に着目し、ファンドマネジャーの定性判断により組入れ銘柄を決定します。
- ・ 基準価額（支払済みの分配金累計額は加算しません。）が一定水準（12,000円）※¹以上となった場合には安定運用に切り替えます。この場合、翌営業日以降に組入株式を売却し、わが国の短期金融資産等によって運用することを基本とします。ファンド全体が安定運用に入った後、繰上償還手続きに入ります。この繰上償還は、安定運用切り替え後、原則として3ヵ月以内に行うこととします。

※¹ 上記の一定水準（12,000円）は、安定運用に切り替えるための価額水準です。ファンドの基準価額が12,000円以上となることを示唆あるいは保証するものではありません。また、償還価額が12,000円以上であることを保証するものではありません。

- ・ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合、残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第13条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②運用の指図範囲等（約款第14条第1項）

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融

商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。)
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

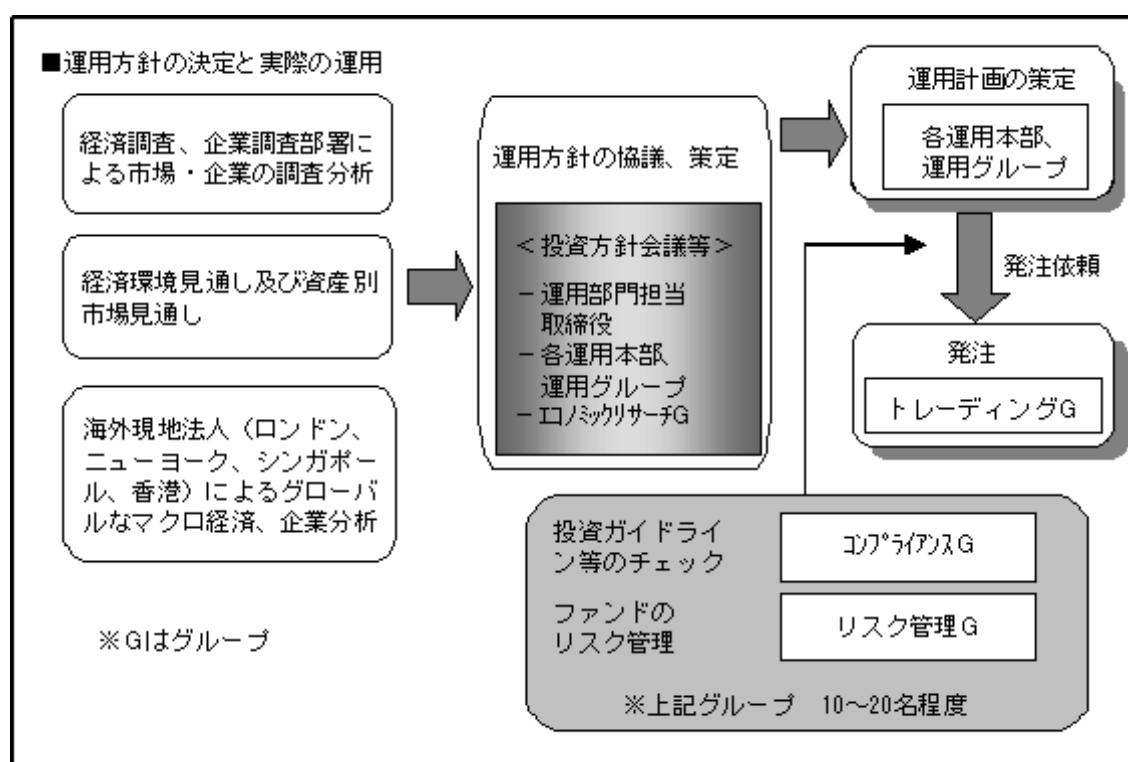
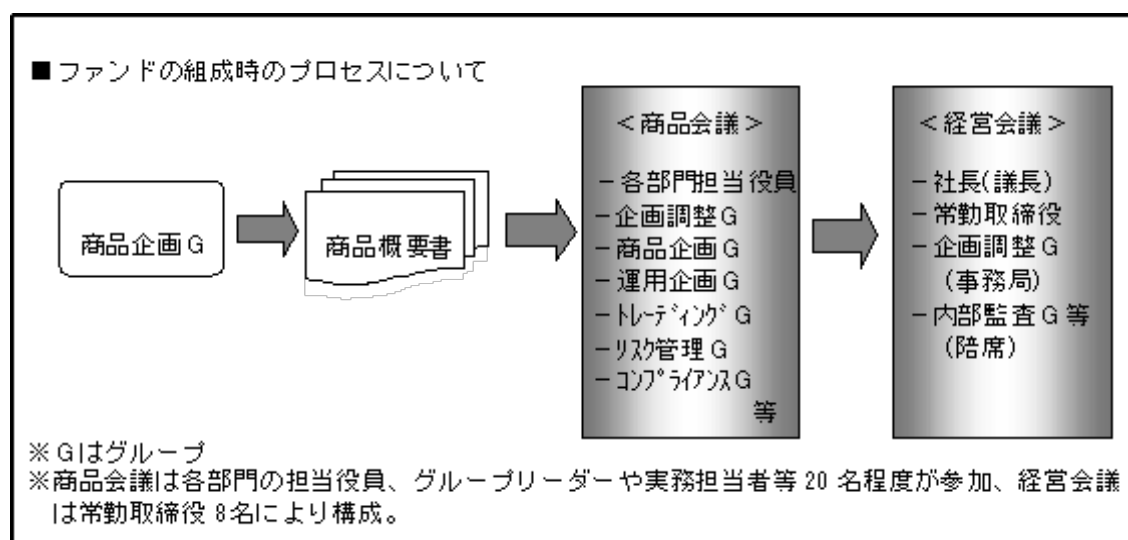
なお、1.の証券または証書、13.ならびに18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券および13.ならびに18.の証券または証書のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③運用の指図範囲等（約款第14条第2項）

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】



<ファンドの組成時のプロセスについて>

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

<運用方針の決定と実際の運用>

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用本部、運用グループの運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。

なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等から得られた情報も参考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用部門から独立したトレーディンググループで執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループにて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理グループにて行われます。

※前記体制は平成24年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎年10月14日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行います。原則として信託期間中は収益の分配を行いません。

(5)【投資制限】

- ①株式への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」（3）投資制限）
- ②同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の15%以下とします。（約款「運用の基本方針」（3）投資制限）
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。（約款「運用の基本方針」（3）投資制限）
- ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。（約款「運用の基本方針」（3）投資制限）
- ⑤投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」（3）投資制限）
- ⑥外貨建資産への投資は行いません。（約款「運用の基本方針」（3）投資制限）
- ⑦非株式割合については、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」（3）投資制限）
- ⑧投資する株式等の範囲（約款第17条）
 - (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - (b) 前（a）の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ⑨信用取引の指図範囲（約款第19条）
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (b) 前（a）の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売り出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- ⑩先物取引等の運用指図（約款第20条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図（約款第21条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
(d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引の運用指図（約款第22条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
(b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
(c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
(d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬有価証券の貸付の指図および範囲（約款第23条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1)、2)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
(b) 前(a)の1)、2)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
(c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

⑭資金の借入れ（約款第29条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

（c）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑮同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律 第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

⑯デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

<基準価額の主な変動要因>

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き等により影響を受けますが、運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

○株価変動リスク

当ファンドは、株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。また、中小型株式等にも投資をする場合がありますので、基準価額が大きく下がる場合があります。

○業種および個別銘柄選択リスク

当ファンドは、業種および個別銘柄の選択による投資を行いますので、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でも当ファンドの基準価額は下がる場合があります。

○信用リスク

投資する株式や短期金融商品等の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には基準価額が下がる要因となります。

○流動性リスク

当ファンドは、市場規模が小さい株式等に投資する場合があります、そのような市場では、資産規模や取引量が少ないため売却時に市場実勢から期待される価格で売却できなかつたり、売買取引が困難となることから、価格の値動きが大きくなる場合があります、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

<その他の留意点>

- 基準価額が一定水準（12,000円）※以上となった場合には安定運用に切り替えますが、一定水準（12,000円）は、安定運用に切り替えるための価額水準です。また、株式売却の際に発生する売買委託手数料や市場インパクトおよび安定資産に切り替わるまでの株式の価格変動の影響等を受けるため、基準価額が12,000円以上となった日の翌営業日以降（安定運用への切り替え完了後も含みます。）の基準価額が12,000円以上であることを保証するものではありません。なお、ファンドは基準価額が12,000円以上となった場合、安定運用に切り替えることを基本としますが、市況動向等によっては安定運用への切り替えを速やかに行うことができない場合があります。

※支払済みの分配金累計額は加算しません。

○当ファンドは、受益権口数が10万口を下回った場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合等、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

○資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

○委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の受付を取り消すことができるものとします。

○注意事項

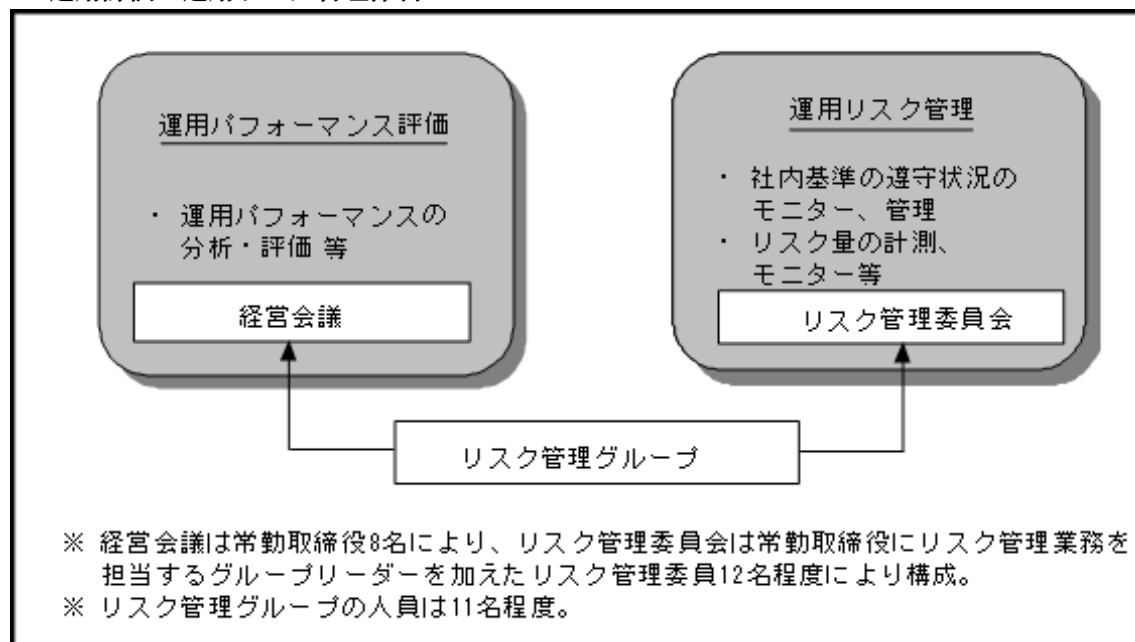
イ.当ファンドは、株式等の値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。

ロ.投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

ハ.投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

ニ.投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<運用評価・運用リスク管理体制>



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

※上記体制は平成24年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

1口当たり1万円に、3.15%（税抜3.00%）を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

時期	項目	費用	
		総額	信託財産の純資産総額に対して年率1.68%（税抜 1.60%）
毎日	信託報酬	配分	委託会社 年率0.777%（税抜0.74%）
			販売会社 年率0.84%（税抜0.80%）
			受託会社 年率0.063%（税抜0.06%）

※信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末ならびに解約時または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

※税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

○信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

○その他の費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

- ・ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ・ 信託財産の財務諸表監査に要する費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日。)および毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。
- ・ 有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

※税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

※前記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

※当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①換金（解約）時および償還時

平成25年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、10.147%（所得税7.147%（復興特別所得税を含みます。）および地方税3%）の税率での申告分離課税が適用されます。また特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、10.147%の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益。

上記10.147%の税率は平成26年1月1日以降、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②損益通算について

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

平成25年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の元本超過額については、7.147%（所得税7.147%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

上記7.147%の税率は平成26年1月1日以降、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※上記は、平成25年1月1日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。

※税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成24年10月31日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	380,750,350	97.08
内 日本	380,750,350	97.08
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	11,453,055	2.92
純資産総額	392,203,405	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価及び投資比率は、当該資産の通貨で区分けした地域別の内訳です。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

平成24年10月31日現在

順位	銘柄名 地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率(%) 償還日	投資 比率
1	アンリツ 日本	株式 電気機器	36,000	742.73 26,738,363	1,002.00 36,072,000	— —	9.20%
2	ディー・エヌ・エー 日本	株式 サービス業	13,200	1,943.51 25,654,457	2,491.00 32,881,200	— —	8.38%
3	三井不動産 日本	株式 不動産業	18,000	1,476.93 26,584,787	1,613.00 29,034,000	— —	7.40%
4	住友不動産 日本	株式 不動産業	12,000	1,804.70 21,656,418	2,204.00 26,448,000	— —	6.74%
5	ヤフー 日本	株式 情報・通信業	645	26,540.74 17,118,780	27,470.00 17,718,150	— —	4.52%
6	三井物産 日本	株式 卸売業	15,500	1,131.60 17,539,950	1,125.00 17,437,500	— —	4.45%
7	ヤマダ電機 日本	株式 小売業	4,600	4,366.30 20,085,022	3,460.00 15,916,000	— —	4.06%
8	タムロン 日本	株式 精密機器	5,800	2,246.99 13,032,590	2,167.00 12,568,600	— —	3.20%
9	小松製作所 日本	株式 機械	6,800	1,762.13 11,982,511	1,672.00 11,369,600	— —	2.90%
10	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	3,500	3,524.98 12,337,441	3,065.00 10,727,500	— —	2.74%
11	ソフトバンク 日本	株式 情報・通信業	4,100	2,411.33 9,886,459	2,527.00 10,360,700	— —	2.64%
12	いすゞ自動車 日本	株式 輸送用機器	24,000	380.62 9,135,032	422.00 10,128,000	— —	2.58%
13	信越化学 日本	株式 化学	2,000	4,221.79 8,443,585	4,500.00 9,000,000	— —	2.29%
14	ファナック 日本	株式 電気機器	700	12,923.62 9,046,537	12,710.00 8,897,000	— —	2.27%
15	東日本旅客鉄道 日本	株式 陸運業	1,600	4,994.82 7,991,727	5,480.00 8,768,000	— —	2.24%
16	ヤマトホールディング ス 日本	株式 陸運業	7,100	1,205.79 8,561,160	1,215.00 8,626,500	— —	2.20%
17	大和ハウス 日本	株式 建設業	7,000	1,136.02 7,952,180	1,209.00 8,463,000	— —	2.16%

18	ユニプレス 日本	株式 輸送用機器	4,100	1,448.50 5,938,869	1,843.00 7,556,300	— —	1.93%
19	日本セラミック 日本	株式 電気機器	6,900	1,300.12 8,970,884	1,068.00 7,369,200	— —	1.88%
20	TOWA 日本	株式 機械	16,100	722.83 11,637,657	448.00 7,212,800	— —	1.84%
21	日 立 日本	株式 電気機器	17,000	469.09 7,974,684	423.00 7,191,000	— —	1.83%
22	日本電産 日本	株式 電気機器	1,200	6,721.31 8,065,580	5,680.00 6,816,000	— —	1.74%
23	巴工業 日本	株式 機械	5,000	1,578.08 7,890,426	1,346.00 6,730,000	— —	1.72%
24	鹿島建設 日本	株式 建設業	30,000	224.36 6,730,991	221.00 6,630,000	— —	1.69%
25	京 セ ラ 日本	株式 電気機器	900	6,967.59 6,270,833	7,010.00 6,309,000	— —	1.61%
26	日産自動車 日本	株式 輸送用機器	9,400	703.43 6,612,326	668.00 6,279,200	— —	1.60%
27	丸 紅 日本	株式 卸売業	11,000	512.74 5,640,165	517.00 5,687,000	— —	1.45%
28	オーデリック 日本	株式 電気機器	3,100	1,572.69 4,875,364	1,627.00 5,043,700	— —	1.29%
29	大日本スクリーン 日本	株式 電気機器	9,000	508.64 4,577,811	483.00 4,347,000	— —	1.11%
30	住友電工 日本	株式 非鉄金属	4,800	1,047.87 5,029,813	858.00 4,118,400	— —	1.05%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成24年10月31日現在

種類	投資比率
株式	97.08%
合計	97.08%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

平成24年10月31日現在

業種	国内/外国	投資比率
電気機器	国内	22.33%
不動産業		14.15%
輸送用機器		8.85%
サービス業		8.38%
情報・通信業		7.16%
機械		6.45%
卸売業		5.90%
小売業		5.61%
化学		4.75%
陸運業		4.44%
建設業		3.85%
精密機器		3.20%
非鉄金属		1.05%
ガラス・土石製品		0.97%
合計		97.08%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（平成24年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成22年10月14日)	1,979	1,979	8,425	8,425
第2計算期間末 (平成23年10月14日)	1,194	1,194	8,292	8,292
第3計算期間末 (平成24年10月15日)	398	398	7,146	7,146
平成23年10月末日	1,079	—	8,325	—
11月末日	953	—	7,846	—
12月末日	897	—	7,787	—
平成24年1月末日	812	—	7,946	—
2月末日	667	—	8,760	—
3月末日	643	—	9,073	—
4月末日	589	—	8,522	—
5月末日	496	—	7,480	—
6月末日	519	—	7,892	—
7月末日	479	—	7,444	—
8月末日	426	—	7,292	—
9月末日	423	—	7,351	—
10月末日	392	—	7,341	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0
第2計算期間	0
第3計算期間	0

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	△15.8
第2計算期間	△1.6
第3計算期間	△13.8

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額10,000円（1口当たり）を用いております。

なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	301,998	67,043
第2計算期間	0	90,900
第3計算期間	0	88,241

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。
当ファンドのお申込みの受付は、申込期間(平成21年9月1日から平成21年9月29日まで)における販売会社の毎営業日に行われます。
※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。
なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、受益権について、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- ・お申込価額
1口当たり1万円とします。
- ・お申込単位
1口以上1口単位とします。
※当初元本は1口当たり1万円です。
- ・お申込手数料
1口当たり1万円に、3.15%（税抜3.00%）を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ・払込期日
取得申込者は、申込期間中(平成21年9月1日から平成21年9月29日まで)に、買付代金を販売会社に支払うものとします。
申込金額の総額は、販売会社によって、設定日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

- ・自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。
受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。
また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。
※委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。
※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

・解約価額

解約請求受付日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した額とします。

※解約価額は、設定日以降の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

1口以上1口単位とします。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。

3【資産管理等の概要】**(1)【資産の評価】**

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額（1口当たり）は、当ファンド設定日以降の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2)【保管】

該当事項はありません。

※ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成21年9月30日（設定日）から原則として平成26年9月30日までです。

※ただし、下記(5)その他 イ. 償還規定の場合には、信託を終了することがあります。

(4)【計算期間】

a. 計算期間は、原則として毎年10月15日から翌年10月14日までとします。ただし、第1計算期間は設定日から平成22年10月14日までとします。

b. 前a. の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】**イ. 償還規定**

a. 委託会社は、基準価額(1口当たり)が12,000円以上となり安定運用に切り替えた場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、受益権総口数が10万口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、前記b. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d. 前記c. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- e. 前記c. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 前記c. からe. までの規定は、前記a. の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合、また、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記c. からe. までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- g. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- h. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記「ロ. 信託約款の変更等b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. 信託契約の解約を行う場合には、書面決議において当該解約に反対した受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、前記c. に規定する書面に付記します。

ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、前記a. の事項（前記a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 前記b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前記a.からf.の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、前記a.からg.の規定にしたがい信託約款を変更します。
- i. 重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前記b.に規定する書面に付記します。
- j. 前記b.に該当しない場合の約款変更については、「運用報告書」にてお知らせいたします。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。※

※平成25年4月1日より、公告の方法は以下の通り変更される予定です。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

(URL <http://www.diam.co.jp/>)

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ. 運用報告書

委託会社は、平成22年以降の毎年10月14日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

なお、運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

(URL <http://www.diam.co.jp/>)

4【受益者の権利等】

(1) 償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(2) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(3) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

（１） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成23年10月15日から平成24年10月15日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

D I A Mジャパングリーンファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 平成23年10月14日現在	第3期 平成24年10月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	96,858,918	29,072,053
株式	1,166,010,800	371,334,300
未収入金	—	13,717,447
未収配当金	8,236,500	2,377,010
流動資産合計	1,271,106,218	416,500,810
資産合計	1,271,106,218	416,500,810
負債の部		
流動負債		
未払金	—	13,922,489
未払解約金	65,096,795	142,020
未払受託者報酬	430,556	134,404
未払委託者報酬	11,049,997	3,448,818
その他未払費用	37,594	12,011
流動負債合計	76,614,942	17,659,742
負債合計	76,614,942	17,659,742
純資産の部		
元本等		
元本	※ 1 1,440,550,000	※ 1 558,140,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※ 2 △246,058,724	※ 2 △159,298,932
元本等合計	1,194,491,276	398,841,068
純資産合計	1,194,491,276	398,841,068
負債純資産合計	1,271,106,218	416,500,810

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 平成22年10月15日 至 平成23年10月14日	第3期 自 平成23年10月15日 至 平成24年10月15日
営業収益		
受取配当金	22,384,325	8,907,616
受取利息	52,100	23,356
有価証券売買等損益	67,352,789	△77,690,924
営業収益合計	89,789,214	△68,759,952
営業費用		
受託者報酬	1,107,816	422,284
委託者報酬	28,433,965	10,838,509
その他費用	87,520	33,260
営業費用合計	29,629,301	11,294,053
営業利益又は営業損失（△）	60,159,913	△80,054,005
経常利益又は経常損失（△）	60,159,913	△80,054,005
当期純利益又は当期純損失（△）	60,159,913	△80,054,005
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△370,036,600	△246,058,724
剰余金増加額又は欠損金減少額	63,817,963	166,813,797
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	63,817,963	166,813,797
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	※ 1	※ 1
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△246,058,724	△159,298,932

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年10月14日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を平成24年10月15日としております。

(追加情報)

当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目		第2期 平成23年10月14日現在	第3期 平成24年10月15日現在
1. ※ 1	設定年月日 設定元本額 期首元本額 元本残存率	平成21年9月30日 3,019,980,000円 2,349,550,000円 47.70%	平成21年9月30日 3,019,980,000円 1,440,550,000円 18.48%
2.	受益権の総数	144,055口	55,814口
3. ※ 2	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は246,058,724円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は159,298,932円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第2期 自 平成22年10月15日 至 平成23年10月14日	第3期 自 平成23年10月15日 至 平成24年10月15日
1. ※1 分配金の計算過程	計算期末における分配対象収益がないため、分配を行っておりません。	同左
元本超過額	△ 246,058,724円	△ 159,298,932円
経費控除後の配当等収益額 A	△ 7,192,876円	△ 2,363,081円
当ファンドの期末残存受益権口数 B	144,055口	55,814口
当ファンドの期中平均残存受益権口数 C	189,955口	83,145口
分配可能額 (A×B÷C) D	△ 5,454,816円	△ 1,586,301円
1口当たり分配額	0円	0円
収益分配金額	0円	0円

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 平成22年10月15日 至 平成23年10月14日	第3期 自 平成23年10月15日 至 平成24年10月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 平成23年10月14日現在	第3期 平成24年10月15日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 平成23年10月14日現在	第3期 平成24年10月15日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	△48,601,568	46,713,077
合計	△48,601,568	46,713,077

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第2期 平成23年10月14日現在	第3期 平成24年10月15日現在
1口当たり純資産額	8,292円	7,146円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

平成24年10月15日現在

銘 柄	株 式 数	評価額（円）		備 考
		単 価	金 額	
鹿島建設	30,000	213	6,390,000	
大和ハウス	7,000	1,146	8,022,000	
ディー・エヌ・エー	13,200	2,518	33,237,600	
セブン&アイ・HLDGS	1,200	2,297	2,756,400	
昭和電工	46,000	119	5,474,000	
信越化学	2,000	4,480	8,960,000	
カネカ	6,000	388	2,328,000	
ヤフー	645	27,700	17,866,500	
住友電工	4,800	813	3,902,400	
ユニプレス	4,100	1,733	7,105,300	
日本発条	2,700	646	1,744,200	
小松製作所	6,800	1,612	10,961,600	
巴工業	5,000	1,375	6,875,000	
TOWA	16,100	437	7,035,700	
日 立	17,000	412	7,004,000	
日本電産	900	5,230	4,707,000	
I D E C	5,000	613	3,065,000	
アンリツ	36,000	989	35,604,000	
T D K	800	2,941	2,352,800	
オーデリック	2,400	1,580	3,792,000	
日本セラミック	6,900	893	6,161,700	
ファナック	700	12,380	8,666,000	
日産自動車	9,400	675	6,345,000	
いすゞ自動車	24,000	394	9,456,000	
トヨタ自動車	5,500	2,995	16,472,500	
アイシン精機	1,000	2,244	2,244,000	
大日本スクリーン	5,000	413	2,065,000	
タムロン	5,800	2,167	12,568,600	
キヤノン	3,100	2,503	7,759,300	
丸 紅	11,000	497	5,467,000	
三井物産	15,500	1,098	17,019,000	
高 島 屋	6,000	508	3,048,000	
三井不動産	18,000	1,580	28,440,000	
住友不動産	12,000	2,082	24,984,000	
東日本旅客鉄道	1,600	5,360	8,576,000	
ヤマトホールディングス	7,100	1,209	8,583,900	
ヤマダ電機	4,600	3,260	14,996,000	
ソフトバンク	4,100	2,268	9,298,800	
合計	348,945		371,334,300	

（２）株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年10月31日現在

I 資産総額	407,330,480円
II 負債総額	15,127,075円
III 純資産総額（I－II）	392,203,405円
IV 発行済数量	53,429口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	7,341円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者集会

該当事項はありません。

（3）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる解約の実行の請求の受付、解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額 20億円

発行する株式総数 80,000株

発行済株式総数 24,000株

直近5ヵ年の資本金の変動

該当事項はありません。

(2) 会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

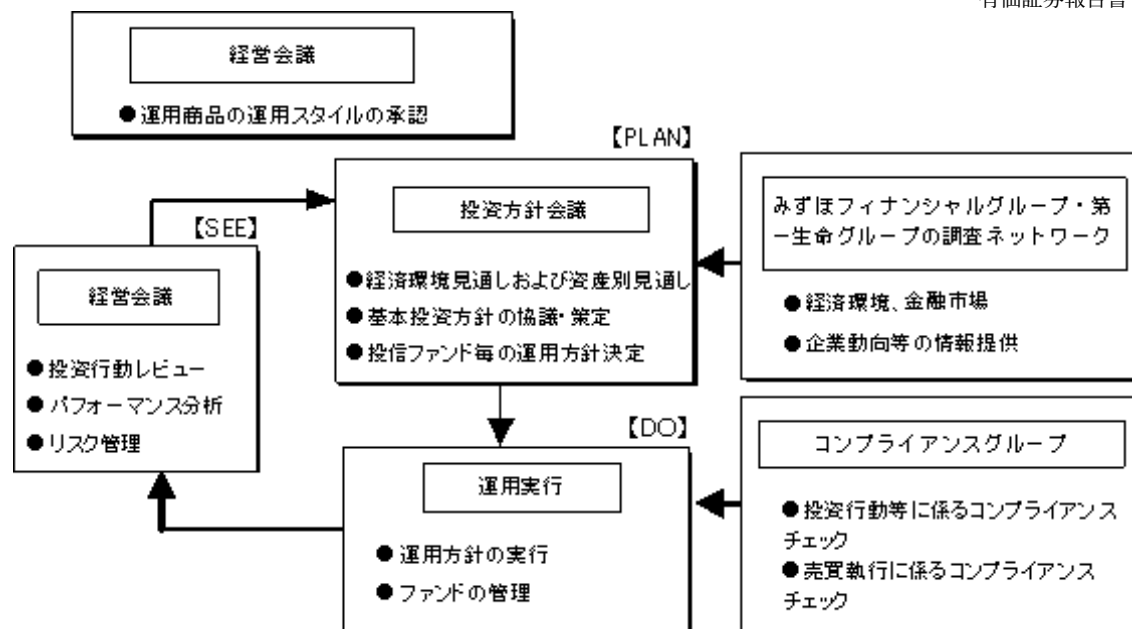
② 投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、議長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回検討・評価されます。



※上記体制は平成24年10月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に基づく登録を受けて、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。平成24年10月31日現在、委託会社の運用する投資信託は283本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 (単位：円)
単位型株式投資信託	13	52,594,425,775
追加型株式投資信託	261	3,979,056,524,755
単位型公社債投資信託	8	74,506,897,396
追加型公社債投資信託	0	0
証券投資信託以外の投資信託	1	135,500,379
合計	283	4,106,293,348,305

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 委託会社は、第27期事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受け、第28期中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	12,220,759	12,520,748
金銭の信託	5,967,344	6,548,577
前払費用	27,593	25,744
未収委託者報酬	2,942,180	2,780,527
未収運用受託報酬	1,061,935	1,167,998
未収投資助言報酬	※2 267,240	※2 241,851
未収収益	186,483	212,226
繰延税金資産	403,201	344,793
その他	102,404	22,264
流動資産計	23,179,143	23,864,733
固定資産		
有形固定資産	400,967	470,082
建物	※1 183,704	※1 167,433
車両運搬具	—	※1 4,752
器具備品	※1 206,306	※1 188,367
建設仮勘定	10,956	109,529
無形固定資産	1,267,273	1,262,102
商標権	※1 510	※1 383
ソフトウェア	※1 780,190	※1 1,101,685
ソフトウェア仮勘定	478,971	152,513
電話加入権	7,148	7,148
電話施設利用権	※1 451	※1 371
投資その他の資産	4,252,397	3,982,258
投資有価証券	604,498	450,882
関係会社株式	2,457,319	2,119,074
繰延税金資産	402,191	590,822
長期差入保証金	702,696	731,197
その他	85,690	90,282
固定資産計	5,920,638	5,714,444
資産合計	29,099,782	29,579,177

(単位：千円)

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	120,910	132,805
未払金	1,479,756	1,460,128
未払収益分配金	3,223	670
未払償還金	98,362	86,391
未払手数料	1,134,992	1,088,348
その他未払金	243,178	284,718
未払費用	※2 1,226,658	※2 1,105,512
未払法人税等	1,706,391	1,195,056
未払消費税等	143,728	92,354
賞与引当金	575,326	574,646
その他	10,000	—
流動負債計	5,262,771	4,560,503
固定負債		
退職給付引当金	579,063	680,768
役員退職慰労引当金	100,260	56,690
固定負債計	679,324	737,458
負債合計	5,942,095	5,297,962
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	18,512,674	19,716,594
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	13,430,000	15,630,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	4,459,380	3,463,300
株主資本計	22,941,152	24,145,072
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	216,534	136,143
評価・換算差額等計	216,534	136,143
純資産合計	23,157,686	24,281,215
負債・純資産合計	29,099,782	29,579,177

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)		第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	24,367,005		23,208,602	
運用受託報酬	4,458,894		4,966,992	
投資助言報酬	1,019,727		943,057	
その他営業収益	789,867		697,063	
営業収益計		30,635,495		29,815,715
営業費用				
支払手数料	10,405,593		10,154,958	
広告宣伝費	272,928		164,286	
公告費	2,297		—	
調査費	4,755,890		4,590,302	
調査費	2,611,173		2,888,013	
委託調査費	2,144,716		1,702,289	
委託計算費	338,206		335,754	
営業雑経費	671,721		496,565	
通信費	30,286		26,941	
印刷費	585,041		399,066	
協会費	23,561		25,014	
諸会費	38		41	
支払販売手数料	32,794		45,500	
営業費用計		16,446,637		15,741,867
一般管理費				
給料	4,576,265		4,630,102	
役員報酬	※1 235,289		※1 245,224	
給料・手当	3,768,114		3,824,122	
賞与	572,860		560,755	
交際費	38,997		35,987	
寄付金	13,335		3,156	
旅費交通費	255,190		213,642	
租税公課	89,571		84,346	
不動産賃借料	718,929		656,463	
退職給付費用	139,773		164,627	
固定資産減価償却費	486,987		475,556	
福利厚生費	20,476		24,887	
修繕費	20,842		6,721	
賞与引当金繰入	575,326		574,646	
役員退職慰労引当金繰入	42,036		30,048	
役員退職金	13,140		27,503	
機器リース料	1,951		1,510	
事務委託費	331,935		323,740	
消耗品費	70,952		58,739	
器具備品費	575		2,889	
諸経費	124,218		114,695	
一般管理費計		7,520,506		7,429,267
営業利益		6,668,351		6,644,580

(単位：千円)

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)		第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	※4	341,775	61,720	
受取利息		9,168	3,921	
時効成立分配金		2,574	11,383	
為替差益		—	1,660	
投資信託解約益		157,213	—	
先物利益		9,816	—	
金銭の信託運用益		69,014	—	
雑収入		8,602	5,992	
営業外収益計		598,165		84,678
営業外費用				
為替差損		755	—	
時効成立後支払分配金		—	36	
金銭の信託運用損		—	417,812	
雑損失		6,089	1,152	
営業外費用計		6,844		419,001
経常利益		7,259,672		6,310,257
特別利益				
ゴルフ会員権売却益		—	1,959	
貸倒引当金戻入益		4,288	—	
過年度損益修正益	※3,※4	105,241	—	
特別利益計		109,530		1,959
特別損失				
固定資産除却損	※2	31,419	※2	36,415
固定資産売却損		1,440		381
関係会社株式評価損		3,825		338,244
特別損失計		36,684		375,042
税引前当期純利益		7,332,518		5,937,173
法人税、住民税及び事業税		2,885,426		2,582,251
法人税等調整額		△7,586		△56,997
法人税等合計		2,877,839		2,525,253
当期純利益		4,454,678		3,411,920

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,428,478	2,428,478
当期変動額	-	-
当期末残高	2,428,478	2,428,478
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	123,293	123,293
当期変動額	-	-
当期末残高	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	11,650,000	13,430,000
当期変動額	1,780,000	2,200,000
当期末残高	13,430,000	15,630,000
研究開発積立金		
当期首残高	300,000	300,000
当期変動額	-	-
当期末残高	300,000	300,000
運用責任準備積立金		
当期首残高	200,000	200,000
当期変動額	-	-
当期末残高	200,000	200,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	3,464,702	4,459,380
当期変動額		
剰余金の配当	△1,680,000	△2,208,000
別途積立金の積立	△1,780,000	△2,200,000
当期純利益	4,454,678	3,411,920
当期末残高	4,459,380	3,463,300
利益剰余金合計		
当期首残高	15,737,995	18,512,674
当期変動額	2,774,678	1,203,920
当期末残高	18,512,674	19,716,594
株主資本合計		
当期首残高	20,166,473	22,941,152

	当期変動額	2,774,678	1,203,920
	当期末残高	22,941,152	24,145,072
評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金		
	当期首残高	231,525	216,534
	当期変動額（純額）	△14,991	△80,390
	当期末残高	216,534	136,143
純資産合計			
	当期首残高	20,397,999	23,157,686
	当期変動額	2,759,687	1,123,529
	当期末残高	23,157,686	24,281,215

[次へ](#)

重要な会計方針

項目	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブの評価基準及び評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。 (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. 消費税等の処理方法	税抜方式によっております。

追加情報

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1. 固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
建物	484,832	513,080
車両運搬具	—	171
器具備品	499,620	462,449
商標権	2,428	2,555
ソフトウェア	809,403	961,584
電話施設利用権	1,145	1,225

※2. 関係会社項目

関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。

（千円）

		第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
流動資産	未収投資助言報酬	266,194	238,121
流動負債	未払費用	291,628	292,536

（損益計算書関係）

※1. 役員報酬の限度額

（千円）

	第26期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
取締役（年額）	250,000	250,000
監査役（年額）	50,000	50,000

※2. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
建物	15,317	1,892
器具備品	3,597	18,917
ソフトウェア	12,503	15,606

※3. 過年度損益修正益の内訳

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

特別利益の過年度損益修正益は、過年度の調査費の過大計上分の戻し入れであります。

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

※4. 関係会社項目

各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

(千円)

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
受取配当金	331,240	—
過年度損益修正益	105,241	—

(株主資本等変動計算書関係)

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
----	-----------	--------------------	---------------------	-----	-------

平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	1,680,000	70,000	平成22年3月31日	平成22年7月1日
----------------------	----------	-----------	--------	------------	-----------

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,208,000	92,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通 株式	2,208,000	92,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成24年6月29日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,712,000	113,000	平成24年3月31日	平成24年7月2日

（リース取引関係）

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）			第27期 （平成24年3月31日現在）		
	取得価額 相当額	減価償却累 計額相当額	期末残高 相当額	取得価額 相当額	減価償却累 計額相当額	期末残高 相当額
器具備品	46,681	46,138	543	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	46,681	46,138	543	—	—	—

②未経過リース料期末残高相当額

（千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
一年以内	586	—
一年超	—	—
合計	586	—

③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

（千円）

	第26期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
支払リース料	15,998	588
減価償却費相当額	14,995	543
支払利息相当額	234	1

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料期末残高相当額

（千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
一年以内	1,475	—
一年超	—	—

合計	1,475	—
----	-------	---

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金であります。

金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引および債券先物取引であり、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替および市場価格の変動リスクを低減する目的で行っております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第26期（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	12,220,759	12,220,759	—
(2) 金銭の信託	5,967,344	5,967,344	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	524,252	524,252	—
資産計	18,712,356	18,712,356	—
(1) 未払法人税等	1,706,391	1,706,391	—
負債計	1,706,391	1,706,391	—

第27期（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	12,520,748	12,520,748	—
(2) 金銭の信託	6,548,577	6,548,577	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	370,636	370,636	—
資産計	19,439,962	19,439,962	—
(1) 未払法人税等	1,195,056	1,195,056	—
負債計	1,195,056	1,195,056	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（千円）

区分	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
①非上場株式	80,246	80,246
②関係会社株式	2,457,319	2,119,074
③長期差入保証金	702,696	731,197

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

③長期差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第26期（平成23年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 預金	12,220,413	—	—	—
合計	12,220,413	—	—	—

第27期（平成24年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 預金	12,520,524	—	—	—
合計	12,520,524	—	—	—

（注4）社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第26期の貸借対照表計上額2,457,319千円、第27期の貸借対照表計上額2,119,074千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

4. その他有価証券

第26期（平成23年3月31日現在）

(千円)

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	513,129	146,101	367,027
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	3,400	3,000	400
小計	516,529	149,101	367,427
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	7,723	10,000	△2,277
小計	7,723	10,000	△2,277
合計	524,252	159,101	365,150

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第27期（平成24年3月31日現在）

(千円)

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	359,540	146,101	213,438
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	3,482	3,000	482
小計	363,022	149,101	213,920
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	7,614	10,000	△2,386
小計	7,614	10,000	△2,386
合計	370,636	159,101	211,534

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(千円)

区分	売却額	売却益の合計	売却損の合計
その他（投資信託）	719,016	162,043	4,830

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、関係会社株式について338,244千円減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

第26期（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	5,967,344	119,701

第27期（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	6,548,577	△495,939

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(千円)

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
(1) 退職給付債務	636,624	740,560
(2) 未認識数理計算上の差異	△57,560	△59,792
退職給付引当金	579,063	680,768

3. 退職給付費用に関する事項

(千円)

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
(1) 勤務費用	85,216	102,728
(2) 利息費用	7,954	9,549
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	9,383	13,388
(4) 確定拠出年金 拠出額	37,218	38,960
退職給付費用	139,773	164,627

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率

第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
1.5%	1.5%

(2) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(3) 数理計算上の差異の処理年数

5年（各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理する方法）

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払事業税	128,299	87,682
未払事業所税	6,141	5,792
賞与引当金	234,157	218,423
未払法定福利費	28,823	24,791
未払確定拠出年金掛金	2,739	2,607
減価償却超過額（一括償却資産）	3,039	5,496
減価償却超過額	36,256	150,369
繰延資産償却超過額（税法上）	139,027	47,261
退職給付引当金	235,678	243,845
役員退職慰労引当金	40,806	20,204
ゴルフ会員権評価損	5,577	2,138
投資有価証券評価損	763	4,410
関係会社株式評価損	1,556	121,913
その他有価証券評価差額金	—	678
貸倒引当金繰入額	—	—
繰延税金資産合計	862,867	935,615
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	57,474	—
繰延税金負債合計	57,474	—
差引繰延税金資産の純額	805,393	935,615

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」

（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は98,284千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は108,988千円増加し、その他有価証券評価差額金は10,703千円増加しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（1）サービスごとの情報

	投資信託 (千円)	投資顧問 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
営業収益	24,367,005	5,478,622	789,867	30,635,495

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（1）サービスごとの情報

	投資信託 (千円)	投資顧問 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
営業収益	23,208,602	5,910,049	697,063	29,815,715

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

(1)親会社及び法人主要株主等

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その他の 関係会社	第一生命 保険株式 会社	東京都 千代田 区	2,102 億円	生命保 険業	(被所有) 直接50%	兼務 1名, 出向 3名, 転籍 2名	資産運用 の助言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	710,392	未収投資 助言報酬	190,149

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その他の 関係会社	第一生命 保険株式 会社	東京都 千代田 区	2,102 億円	生命保 険業	(被所有) 直接50%	兼務 1名, 出向 2名, 転籍 3名	資産運用 の助言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	687,972	未収投資 助言報酬	177,282

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被所 有)割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
子 会 社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000 千GBP	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	646,432	未払 費用	172,736
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	224,694	未払 費用	88,837
	DIAM SINGAPORE PTE. LTD.	Central Singapore	700,000 千円	資産の 運用	(所有) 直接 100%	—	なし	増資の引 受	300,000	—	—

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被所 有)割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
子 会 社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000 千GBP	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	523,845	未払 費用	158,645
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	203,092	未払 費用	75,484

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

（注3）増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(3)兄弟会社等

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	7,000 億円	銀行業	—	—	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料	1,538,792	未払 手数料	108,444
								預金の預入 (純額)	112,401	現金・ 預金	524,914
								受取利息	156	未収 収益	-
	株式会社 みずほコー ポレート銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料	536,163	未払 手数料	89,649
								預金の引出 (純額)	1,524,876	現金・ 預金	11,047,758
								受取利息	7,802	未収 収益	-
	みずほ第 一フィナ ンシャル テクノロジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	—	—	当社預 り資産 の助言	当社預り資 産の助言の 顧問料の支 払	198,967	未払 費用	94,085
								業務委託料 の支払	17,740	未払 費用	21,598
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	—	—	当社信 託財産 の運用	信託元本の 追加 (純額)	5,500,000	金銭の 信託	5,967,344
								信託報酬の 支払	3,163		

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	7,000 億円	銀行業	—	—	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料	1,548,354	未払 手数料	122,786
								預金の引出 (純額)	91,135	現金・ 預金	433,779
								受取利息	104	未収 収益	-
	株式会社 みずほコー ポレート銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料	450,766	未払 手数料	83,446
								預金の預入 (純額)	392,267	現金・ 預金	11,440,025
								受取利息	3,654	未収 収益	-
	みずほ第 一フィナ ンシャル テクノロジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	—	—	当社預 り資産 の助言	当社預り資 産の助言の 顧問料の支 払	237,031	未払 費用	127,757
								業務委託料 の支払	15,140	未払 費用	6,373
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	—	—	当社信 託財産 の運用	信託元本の 追加 (純額)	1,000,000	金銭の 信託	6,548,577
								信託報酬の 支払	5,087		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税が含まれております。

(注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

(注6) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

(1株当たり情報)

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	964,903円60銭	1,011,717円32銭
1株当たり当期純利益金額	185,611円60銭	142,163円33銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	第27期 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益	4,454,678千円	3,411,920千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	4,454,678千円	3,411,920千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

	第28期中間会計期間末 (平成24年9月30日現在)
(資産の部)	
流動資産	
現金・預金	10,242,702
金銭の信託	7,499,425
前払費用	92,263
未収委託者報酬	2,663,804
未収運用受託報酬	1,676,248
未収投資助言報酬	229,963
未収収益	208,987
繰延税金資産	353,360
その他	20,041
流動資産計	22,986,796
固定資産	
有形固定資産	410,173
建物	※ 1 154,028
車両運搬具	※ 1 3,761
器具備品	※ 1 141,266
建設仮勘定	111,117
無形固定資産	1,414,348
商標権	※ 1 336
ソフトウェア	※ 1 1,104,659
ソフトウェア仮勘定	301,872
電話加入権	7,148
電話施設利用権	※ 1 331
投資その他の資産	3,941,169
投資有価証券	352,985
関係会社株式	2,119,074
繰延税金資産	649,103
長期差入保証金	731,564
その他	88,442
固定資産計	5,765,691
資産合計	28,752,487

	第28期中間会計期間末 （平成24年9月30日現在）
（負債の部）	
流動負債	
預り金	90,304
未払金	1,586,848
未払収益分配金	670
未払償還金	84,932
未払手数料	1,045,061
その他未払金	456,184
未払費用	1,144,835
未払法人税等	1,153,892
未払消費税等	94,807
前受収益	4,645
賞与引当金	592,564
流動負債計	4,667,898
固定負債	
退職給付引当金	745,286
役員退職慰労引当金	83,600
固定負債計	828,887
負債合計	5,496,785
（純資産の部）	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	2,428,478
資本準備金	2,428,478
利益剰余金	18,754,087
利益準備金	123,293
その他利益剰余金	
別途積立金	16,330,000
研究開発積立金	300,000
運用責任準備積立金	200,000
繰越利益剰余金	1,800,793
株主資本計	23,182,565
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	73,136
評価・換算差額等計	73,136
純資産合計	23,255,702
負債・純資産合計	28,752,487

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

	第28期中間会計期間 (自平成24年4月1日至平成24年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	11,666,848	
運用受託報酬	2,624,179	
投資助言報酬	432,133	
その他営業収益	323,176	
営業収益計		15,046,337
営業費用		
支払手数料	5,650,162	
広告宣伝費	74,513	
公告費	1,649	
調査費	2,242,409	
調査費	1,509,414	
委託調査費	732,994	
委託計算費	164,548	
営業雑経費	214,207	
通信費	12,777	
印刷費	185,164	
協会費	12,746	
諸会費	18	
支払販売手数料	3,500	
営業費用計		8,347,489
一般管理費		
給料	2,141,911	
役員報酬	120,924	
給料・手当	2,020,987	
交際費	16,251	
寄付金	2,693	
旅費交通費	89,758	
租税公課	49,433	
不動産賃借料	337,699	
退職給付費用	85,485	
固定資産減価償却費	※1 250,300	
福利厚生費	9,221	
修繕費	5,343	
賞与引当金繰入	592,564	
役員退職慰労引当金繰入	26,910	
機器リース料	23	
事務委託費	123,542	
消耗品費	30,045	
器具備品費	894	
諸経費	51,882	
一般管理費計		3,813,961
営業利益		2,884,886

(単位：千円)

	第28期中間会計期間 (自平成24年4月1日至平成24年9月30日)	
営業外収益		
受取配当金	4,243	
受取利息	1,821	
時効成立分配金	1,459	
為替差益	4,637	
雑収入	4,289	
営業外収益計		16,451
営業外費用		
金銭の信託運用損	48,384	
営業外費用計		48,384
経常利益		2,852,953
特別損失		
固定資産除却損	124	
特別損失計		124
税引前中間純利益		2,852,828
法人税、住民税及び事業税		1,135,292
法人税等調整額		△31,957
法人税等合計		1,103,335
中間純利益		1,749,493

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第28期中間会計期間 (自平成24年4月1日至平成24年9月30日)
株主資本		
	資本金	
	当期首残高	2,000,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	2,000,000
	資本剰余金	
	資本準備金	
	当期首残高	2,428,478
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	2,428,478
	利益剰余金	
	利益準備金	
	当期首残高	123,293
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	123,293
	その他利益剰余金	
	別途積立金	
	当期首残高	15,630,000
	当中間期変動額	700,000
	当中間期末残高	16,330,000
	研究開発積立金	
	当期首残高	300,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	300,000
	運用責任準備積立金	
	当期首残高	200,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	200,000
	繰越利益剰余金	
	当期首残高	3,463,300
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	△2,712,000
	別途積立金の積立	△700,000
	中間純利益	1,749,493
	当中間期末残高	1,800,793
	利益剰余金合計	
	当期首残高	19,716,594
	当中間期変動額	△962,506
	当中間期末残高	18,754,087
	株主資本合計	
	当期首残高	24,145,072
	当中間期変動額	△962,506
	当中間期末残高	23,182,565
評価・換算差額等		
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	136,143
	当中間期変動額（純額）	△ 63,006
	当中間期末残高	73,136
純資産合計		

	当期首残高	24,281,215
	当中間期変動額	△ 1,025,513
	当中間期末残高	23,255,702

[前へ](#)[次へ](#)

重要な会計方針

項目	第28期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産：定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 6～18年 車両運搬具 … 6年 器具備品 … 3～20年 （会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更） 当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産：定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金：一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌会計期間から費用処理 (4) 役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。

6. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理：消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第28期中間会計期間末 （平成24年9月30日現在）		
※ 1. 固定資産の減価償却累計額	建物	…	526,485千円
	車両運搬具	…	1,162千円
	器具備品	…	509,550千円
	商標権	…	602千円
	ソフトウェア	…	871,599千円
	電話施設利用権	…	1,265千円

（中間損益計算書関係）

項目	第28期中間会計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）		
※ 1. 減価償却実施額	有形固定資産	…	61,496千円
	無形固定資産	…	188,803千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第28期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,000	—	—	24,000
合計	24,000	—	—	24,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,712,000	113,000	平成24年3月31日	平成24年7月2日

（金融商品関係）

第28期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	10,242,702	10,242,702	—
(2) 金銭の信託	7,499,425	7,499,425	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	272,739	272,739	—
資産計	18,014,867	18,014,867	—
(1) 未払法人税等	1,153,892	1,153,892	—
負債計	1,153,892	1,153,892	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
①非上場株式	80,246
②関係会社株式	2,119,074
③長期差入保証金	731,564

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

③長期差入保証金は、本社オフィスの不動産賃貸契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（有価証券関係）

第28期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額2,119,074千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	262,099	146,101	115,997
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	3,454	3,000	454
小計	265,553	149,101	116,451
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他（投資信託）	7,186	10,000	△2,814
小計	7,186	10,000	△2,814
合計	272,739	159,101	113,637

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（金銭の信託関係）

第28期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第28期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）サービスごとの情報

	投資信託 (千円)	投資顧問 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
営業収益	11,666,848	3,056,312	323,176	15,046,337

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

（2）地域ごとの情報

①営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で中間損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

第28期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）		
1株当たり純資産額	968,987円	59銭
1株当たり中間純利益金額	72,895円	54銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第28期中間会計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）
中間純利益	1,749,493千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,749,493千円
期中平均株式数	24,000株

（重要な後発事象）

第28期中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）
該当事項はありません。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

- 委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。
- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
 - (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
 - (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
 - (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
 - (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更等

平成21年6月29日付で、定款について次の変更をいたしました。

 - ・株券不発行に伴う対応および役付取締役（取締役会長職）追加に伴う変更
- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) 受託会社
 - a. 名称

みずほ信託銀行株式会社
 - b. 資本金の額

平成24年3月末日現在 247,369百万円
 - c. 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

- (2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

（平成24年3月末日現在）

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社きらやか銀行	17,700	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社SBI証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
静岡東海証券株式会社	600	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

東武証券株式会社	420	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
日産センチュリー証券株式会社	1,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社証券ジャパン	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
水戸証券株式会社	12,272	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集販売の取扱い
- (2) 信託契約の一部解約事務
- (3) 受益者に対する一部解約金および償還金の支払い
- (4) 受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付
- (5) その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間の間に、次の書類を提出いたしました。

書類名	提出年月日
半期報告書	平成24年7月13日
有価証券報告書	平成24年1月13日

独立監査人の監査報告書

平成24年11月27日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 和 田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A Mジャパングリーンファンドの平成23年10月15日から平成24年10月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mジャパングリーンファンドの平成24年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

※ 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月8日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山内 正彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野 功 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 敏弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月7日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	山内 正彦
業務執行社員	士	印
指定有限責任社員	公認会計士	浅野 功
業務執行社員	士	印
指定有限責任社員	公認会計士	近藤 敏弘
業務執行社員	士	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)